

令和5年度 福岡市城南保健所運営協議会

日 時 令和5年8月30日（水）16：30～
場 所 城南保健所 講堂

会 議 次 第

1. 開 会

2. 保健所長あいさつ

3. 委員の紹介

4. 保健所職員の紹介

5. 議 題 等

議題 1 会長及び副会長の選出

議題 2 令和4年度事業報告

議題 3 令和5年度の取り組み（重点事業）

報告事項 新型コロナウイルス感染症について

（別添資料）

6. そ の 他

目次

○城南保健所運営協議会 委員名簿	【※議題1】	1
○城南保健所役職者名簿		2
○城南保健所の機構・事務分掌		3
○職員配置		4

令和4年度事業報告

【※議題2】

≪健康課・地域保健福祉課≫

1 成人及び高齢者保健、健康づくり事業	5
2 感染症業務	10
3 難病対策及びその他の助成に係る事務	13
4 母子保健業務	14
5 精神保健福祉業務	16
6 地域づくり、ネットワークづくり活動	17
7 家庭訪問	17

≪衛生課≫

8 暮らしの衛生・食の安全	18
9 医薬務業務	23

令和5年度の取り組み（重点事業）

【※議題3】

1 健康課	27
2 衛生課	29
3 地域保健福祉課	30

<参考資料>

..... 32

○地域保健法（～抜粋～）

○福岡市保健所運営協議会条例

城南保健所運営協議会委員名簿

(令和5年8月1日現在 五十音順)

役 職	氏 名	
市 議 会 議 員	井 ^{のうえ} 上 ま い	新
福 岡 大 学 病 院 病 院 長	岩 ^{わさき} 崎 あき のり 憲	
城南区民生委員児童委員協議会 副会長	岡 ^{かもと} 本 ま 幸 ち 代	
城南区公民館館長会代表 城南片江公民館館長	小 ^{おざわ} 沢 か 代 子	
城南区医師会 会長	小 ^{おだ} 田 とし 俊 一	
市 議 会 議 員	勝 ^{つやま} 山 しん 吉	新
城南区薬剤師会 支部長	川 ^{かわもと} 本 健 じ 司	新
城南区食生活改善推進員協議会 会長	桑 ^{くわはら} 原 昌 子	新
城南区小学校校長会代表 別府小学校校長	下 ^{しもだ} 田 い ち ろ う 郎	新
福 岡 市 獣 医 師 会 代 表	新 ^{しんぐう} 宮 や す た か 尊	新
城南区自治協議会連絡会議代表 七隈校区自治協議会会長	菅 尚 お ゆ き 之	
福岡市歯科医師会城南支部 支部長	園 ^{そのやま} の や ま い ち ろ 室	新
城南区衛生連合会 副会長	長 ^{ちやう} 夜 あ つ し	
城南区男女共同参画連絡会 会長	中 ^{なかしま} 島 み ず え 恵	
城南区中学校校長会代表 城南中学校校長	西 ^{にしむら} 村 か ず あ き 晃	新
市 議 会 議 員	松 ^{まつ} の 野 た か し 隆	新
城南区保育園長会代表	水 ^{みずき} 城 か ず と し 俊	新
城南区シニアクラブ連合会 副会長	門 ^{もんだ} 田 ゆ き 子	
福岡県城南警察署 生活安全課長	龍 ^{りゅうとう} 頭 あ つ し 史	

(任期:令和5年8月1日～令和7年7月31日)

城南保健所関係役職者名簿

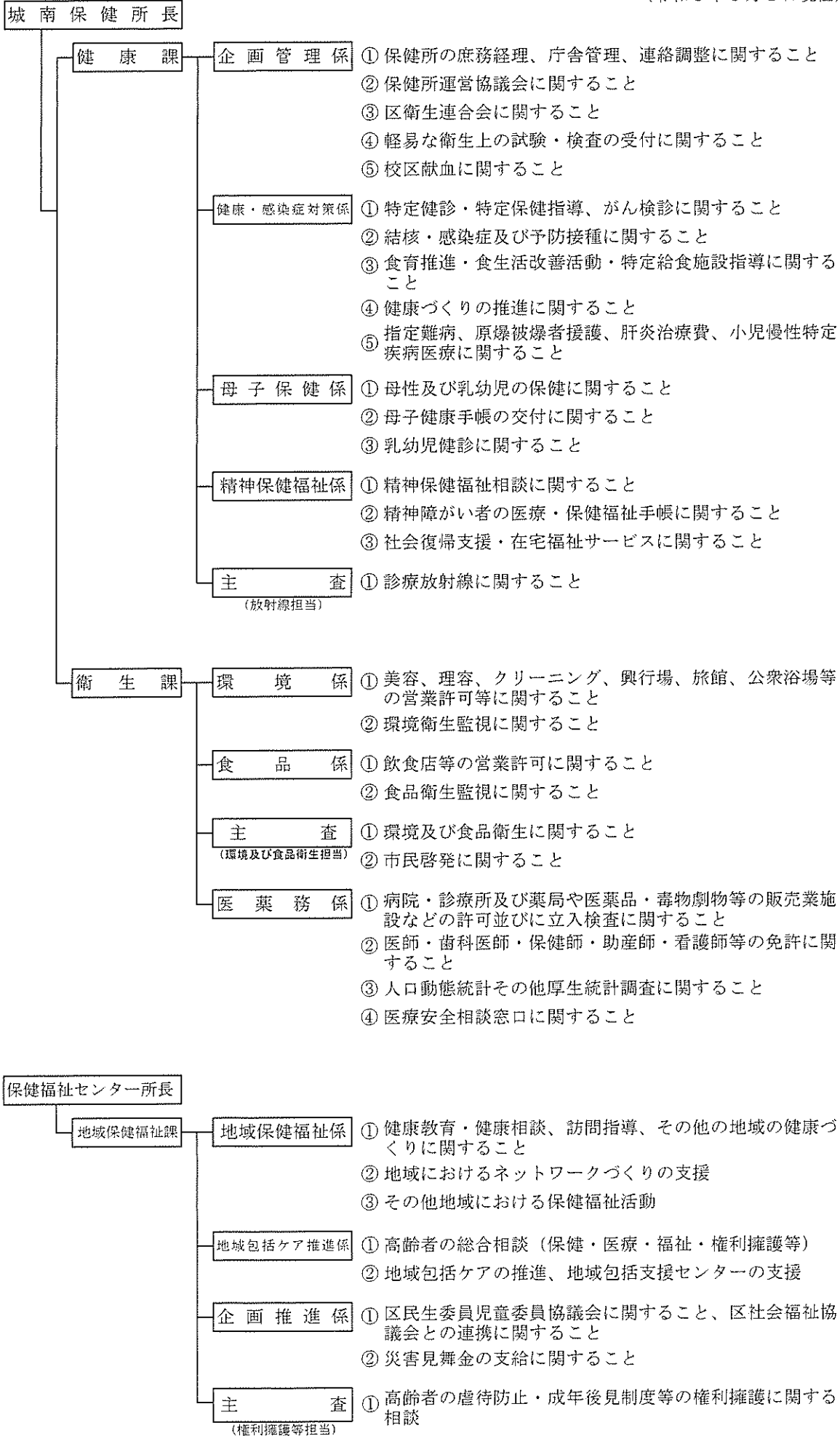
(令和5年5月1日現在)

役 職 名	氏 名
城南保健所長	執行 睦 実
健康課長	肥前昌一郎
企画管理係長	今福久美子
健康・感染症対策係長	池村宏子
母子保健係長	高尾香
精神保健福祉係長	中村 撰
主査(放射線担当)	西田美季
衛生課長	山口律子
環境係長	松永典久
食品係長	矢野沙織
主査(環境及び食品衛生担当)	久保田晶子
医薬務係長	吉田英弘
※ 地域保健福祉課長	鶴田奈穂子
地域保健福祉係長	野元正子
地域包括ケア推進係長	出口美華
企画推進係長	長谷恵子
主査(権利擁護等担当)	渡邊旅歩子

※印の課は保健福祉センター所長所管

1. 城南保健所の機構・事務分掌

(令和5年5月1日現在)



2. 職員配置

(令和5年5月1日現在)

		職員数	職 種 別 内 訳									
			医師	歯科医師	事務職	保健師	助産師	看護師	管理栄養士	診療放射線師	衛生管理	
所 長	現員	1	1									
	定数	1	1									
健 康 課	健康課長	現員	1									1
		定数	1									1
	企画管理係	現員	3			3						
		定数	3			3						
	健康・感染症対策係	現員	8			2	5			1		
		定数	8	1		1	4		1	1		
	母子保健係	現員	2				1	1				
	定数	2				1	1					
精神保健福祉係	現員	4				4						
	定数	4				4						
主査(放射線担当) (早良区・西区兼務)	現員	(1)								(1)		
	定数	(1)								(1)		
計	現員	19	1		5	10	1		1	(1)	1	
	定数	19	2		4	9	1	1	1	(1)	1	
衛 生 課	衛生課長	現員	1									1
		定数	1									1
	環境係	現員	2									2
		定数	2									2
	食品係	現員	2									2
		定数	2									2
主査 (環境及び食品衛生担当)	現員	1									1	
	定数	1									1	
医薬務係	現員	2			1						1	
	定数	2			1						1	
計	現員	8			1						7	
	定数	8			1						7	
合 計 (保健所内勤務)	現員	27	1		6	10	1		1	(1)	8	
	定数	27	2		5	9	1	1	1	(1)	8	
地 域 保 健 福 祉 課	地域保健福祉課長	現員	1			1						
		定数	1			1						
	地域保健福祉係	現員	9			9						
		定数	9			9						
	地域包括ケア推進係	現員	2			2						
		定数	2			2						
企画推進係	現員	2			2							
	定数	2			2							
主査 (権利擁護等担当)	現員	1			1							
	定数	1			1							
計	現員	15			3	12						
	定数	15			3	12						

令和4年度事業報告

1 成人及び高齢者保健、健康づくり事業

(1) よかドック・がん検診・骨粗鬆症検査

市民の健康保持、疾病の早期発見・早期治療を目的としたよかドック（市国保特定健診）・各種がん検診等を実施している。受診率の向上のため、継続的に受診しやすい環境の整備や所外での総合健診の実施等、受診勧奨の取組を継続する。

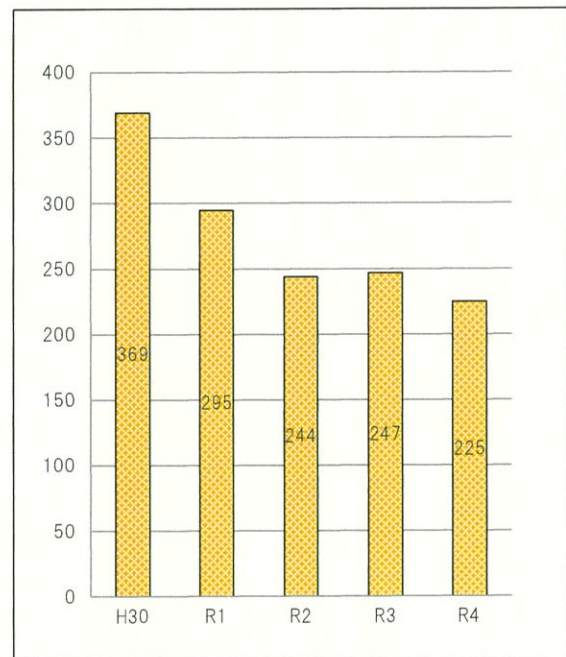
ア. よかドック・よかドック30

①よかドック（福岡市国民健康保険加入の40～74歳対象）

②よかドック30（職場等で健康診査を受ける機会がない30-39歳対象）



【表中の数字は城南区民受診者数（率は%）】

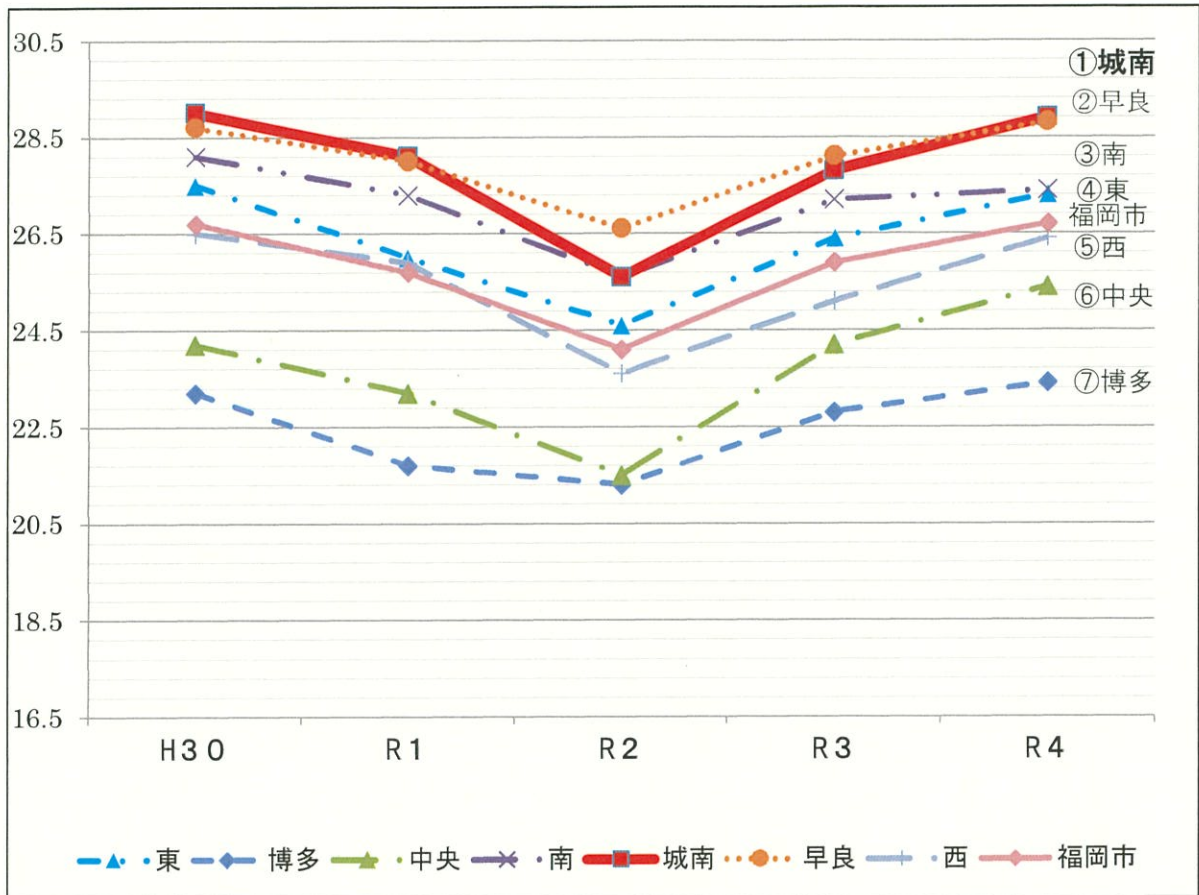


【表中の数字は城南区民受診者】

※保健福祉センター等

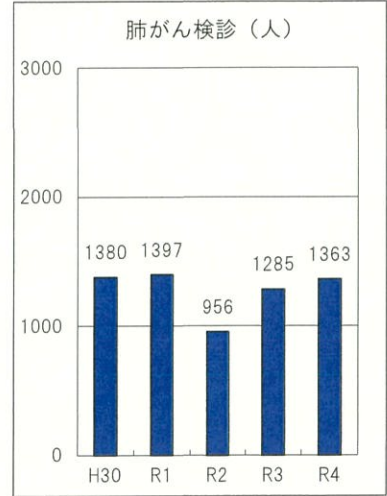
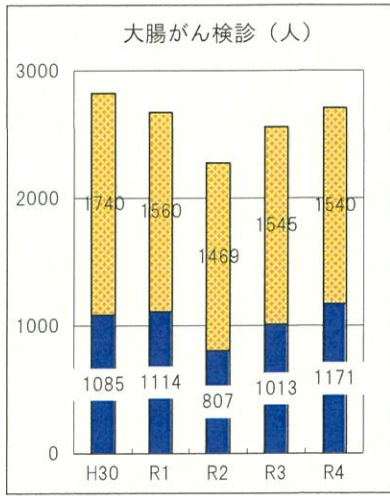
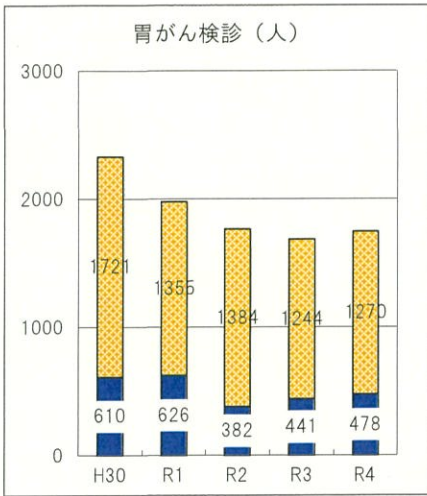
城南保健所・健康づくりサポートセンター・城南市民プール・福岡大学キャンパス等

③ よかドック 区別受診率推移 (%)



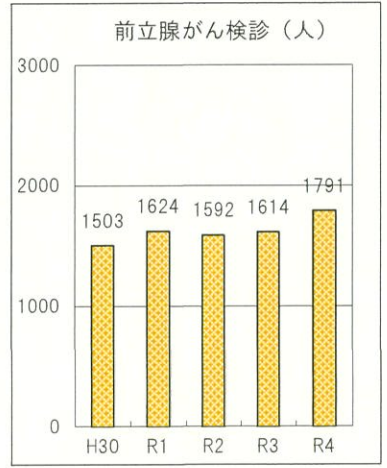
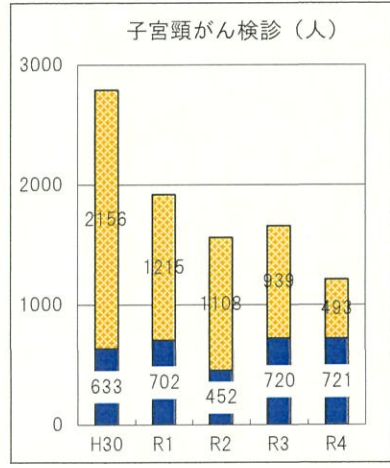
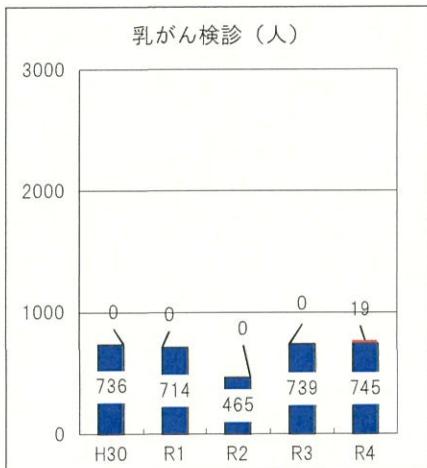
イ. がん検診・骨粗鬆症検査 受診者数（実施場所別）

■：城南区保健福祉センター・所外健診等
 ■：城南区委託医療機関



2日間採便による便潜血検査（40歳以上、1年度に1回）

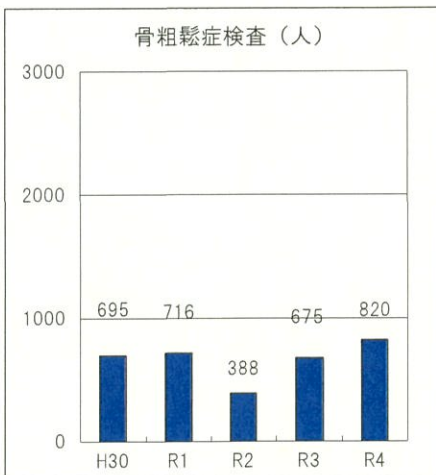
胸部X線検査（40歳以上、1年度に1回）



マンモグラフィ（40歳以上女性、2年度に1回）

子宮頸部粘膜の細胞診（20歳以上女性、2年度に1回）

PSA血液検査（55歳以上男性、1年度に1回）



(2) 健康づくり事業

① 「城南区さわやか健康フェア」の開催

保健衛生思想の普及啓発及び保健事業の円滑な推進を図り、市民の健康づくりに資することを目的に、地域団体等の代表者で組織する「城南区健康づくり推進協議会」の主催により、例年10月に「城南区さわやか健康フェア」を開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度～4年度は未開催。健康づくりに関する啓発として区役所、保健所でパネル展を実施した。

事業名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
城南区さわやか健康フェア	未開催	未開催	未開催

② 「福岡市生活習慣病予防月間」における取組み

2月の福岡市生活習慣病予防月間の取組みとして、保健所で生活習慣病予防のパネル展を実施した。また、中村学園大学で講演会「フレイル予防のための運動・食生活～いつまでも元気にはつらつと過ごすために～」を実施。参加者39人

③ 栄養改善対策

特定保健指導・母子保健事業等の中で栄養指導や栄養相談を実施した。

事業別		令和4年度	令和3年度	令和2年度	
栄養改善	相談	母子	307人	201人	160人
		成人	1,271人	957人	703人
	教育	母子	12回 76人	12回 97人	16回 87人
		成人	33回 594人	11回 195人	5回 72人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は、特定保健指導・母子保健事業等を一時中止した。

④ 食育推進事業

食育推進事業として、元気でいただきます応援事業等を実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

事業名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
元気でいただきます食育講習会	中止	中止	中止
食育相談会	15回 151人	12回 108人	
食事の何でも相談	55人	食育エプロンシアター ※1 中止	
ヘルシー和カフェ※2(再掲)	講演会 39人	動画配信を実施	

また、地域での食生活改善活動を担うボランティア養成のため、食生活改善推進員養成教室^{※3}を開催するとともに、食生活改善推進員^{※4}の活動支援を実施した。

※1：食育エプロンを使用した人形劇を3歳児健診時の待ち時間に実施していたが、3歳児健診を医師会に委託したため、令和4年度から新たに食事の何でも相談を開始した。

※2：生活習慣病予防月間に食事を提供する事業を実施していたが、令和4年度は講演会を実施した。

※3：令和4年度 養成教室10回 延べ参加数164人、修了者20人

※4：令和5年3月31日現在 会員数157人

⑤ 歯科保健

1.6歳児健診及び3歳児健診の中で、歯科健診を実施した。

事業別	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
歯科健診	幼児	72回 1,859人	48回 1,025人	46回 1,069人

※令和2・3年度の1歳6か月児健診の実施人数は含まれていない(個別健診にて実施)。

⑥ 成人・高齢者健康教育

校区ごとに健康づくり目標を掲げ、生活習慣病予防やロコモ予防などの健康づくりを推進している。

また、区においては、平成29年度から「城南区健康長寿へのチャレンジ事業」を実施しており、令和元年度からは区内民間運動施設等と連携した「城南区健康長寿100歳チャレンジ」プロジェクトを発足し、運動施設を会場とした運動講座を開催するなど、運動のきっかけづくりと継続支援を実施した。

事業内容	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	延件数	開催回数	延件数	開催回数	延件数
健康教育 (がん予防、生活習慣病予防、ロコモ予防、運動、心の健康、健康長寿へのチャレンジ事業等)	46回	1,046人	35回	743人	20回	356人
【再掲】健康長寿へのチャレンジ事業						
①筋トレ・ストレッチ in 運動施設 (R1～)	①6回	35人	①5回	36人	①-	-
②あなたの家がジムになる (R2～、動画配信)	②通年	375回	②通年	2,729回	②通年	3,593回
③自宅でやってみよう！筋トレ・ストレッチ講座 (R3～、オンライン)	③-	-	③3回	7人	③-	-

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止講座あり。

⑦ 成人・高齢者の健康相談

各事業の際や電話・来所により健康相談を実施した。

事業内容	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	延件数	開催回数	延件数	開催回数	延件数
健康相談	130回	1,531人	32回	344人	16回	175人
電話相談		382件		367件		354件
面接相談		22件		15件		20件

⑧ 介護予防事業

健康寿命の延伸により、高齢者が健康で生き活きとした生活ができ、ひいては要支援、要介護状態になることを予防するために、楽しく！脳トレ認知症予防教室等を実施した。

事業内容	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
楽しく！脳トレ認知症予防教室 ※運動から始める認知症予防教室の教室名を令和2年度から変更。	20回	245人	18回	199人	13回	154人
生き活き講座	122回	1,863人	75回	935人	67回	796人
自主グループ活動支援	7回	143人	9回	154人	2回	38人
よかトレ実践ステーション創出	新規登録数		新規登録数		新規登録数	
	団体	施設版	団体	施設版	団体	施設版
	9	3ヶ所	0	12ヶ所	7カ所	17カ所

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止講座あり。

2 感染症業務

(1) 感染症対策

感染症発生時対応（積極的疫学調査、原因究明、感染経路対策・指導、感染症や感染対策に関する知識・技術の提供）、医療機関・社会福祉施設等からの相談対応を行った。
また、H I V抗体検査等の性感染症検査、肝炎検査、相談事業等を実施した。

ア. 感染症発生状況（発生届出受理件数）

分類	主な病名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
一類感染症(7疾病)	エボラ出血熱、ペストなど	0	0	0
二類感染症(7疾病)	ポリオ、ジフテリアなど (※結核を除く。結核は(2)で集計)	0	0	0
三類感染症(5疾病)	細菌性赤痢	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	13	4	2
四類感染症(44疾病)	チクングニア熱	1	0	0
	つつが虫病	0	1	0
	デング熱	1	0	0
	日本紅斑熱	1	2	0
	ライム病	1	0	0
	レジオネラ症	2	0	0
五類感染症(49疾病)	ウイルス性肝炎(E・A除く)	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	1	2
	急性脳炎	0	4	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	2	1
	後天性免疫不全症候群	1	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	0	1
	水痘(入院例に限る)	1	0	0
	梅毒	9	4	6
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	0
	百日咳	0	1	0
	風しん	0	0	2
	総数		39	20

分類	病名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	14,977	6,291	342

※HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）より抽出

イ. 感染症予防講習会の開催

送付日	内容	対象	送付件数
令和4年11月10日	感染症・結核に関する動画案内	高齢者施設・保育施設	107件

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合研修は実施しなかった。

ウ. HIV抗体検査等性感染症検査数

()は福岡市

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
HIV検査	163	(1,984)	102	(1,569)	127	(1,460)
うち陽性者数	1	(12)	0	(8)	0	(9)
クラミジア検査	156	(1,437)	93	(1,114)	112	(950)
うち陽性者数	14	(117)	12	(95)	14	(85)
梅毒検査	168	(1,646)	95	(1,259)	122	(1,137)
うち陽性者数	15	(131)	7	(100)	2	(80)

※原則第1・第3水曜9:00~11:00(令和2年11月までは毎週水曜実施)

エ. HIV相談件数

()は福岡市

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
来所相談	0	(2)	0	(0)	0	(3)
電話相談	124	(807)	74	(852)	111	(896)

オ. 予防接種

- ・生後2か月頃、対象者へ予防接種手帳を送付し接種勧奨を実施。
また、年齢に応じて接種勧奨を行うとともに、高齢者の定期予防接種を勧奨した。
- ・県外での接種者には、予防接種実施依頼書の発行、予防接種費用償還金申請請求の対応をした。

A類：ロタウイルス・B型肝炎・Hib(インフルエンザ菌b型)・小児肺炎球菌・4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)・BCG(結核)・MRワクチン(麻しん・風しん)・水痘・日本脳炎・2種混合(ジフテリア・破傷風)・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)

B類：高齢者インフルエンザワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチン

カ. 肝炎対策

B・C型肝炎ウイルス検査を20歳以上の市民を対象に保健所、委託医療機関において無料で実施した。

キ. 風しん対策

	風しん抗体検査	予防接種の助成	風しん5期定期接種
内容	抗体検査	任意予防接種	抗体検査 定期予防接種
期間	平成31年3月～	平成31年3月1日～	平成31年2月1日～ 令和7年3月31日
対象者	(1) 妊娠希望者(妊婦は除く。) (2) 妊娠希望者及び妊婦の ア 配偶者(パートナーを含む。) イ 同居者(生活空間を同一にする頻度が高い家族など。) ※妊娠希望者及び妊婦が十分な免疫を保有している場合を除く。		昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日の間に生まれた男性
実施場所	福岡市委託医療機関		事業に参加している 全国の医療機関
自己負担	0円	3000円(MRワクチン)	0円(クーポン)

※予防接種は、抗体価が低い場合のみ対象。

(2) 結核対策

① 結核予防対策

感染症法に基づき、定期健康診断・接触者健康診断・医療費負担申請等を実施。

また、患者の治療中断を防ぐため、患者管理（初回面接、退院時面接、定期健診確認など）やDOTS（直接服薬確認療法）による服薬支援を実施した。

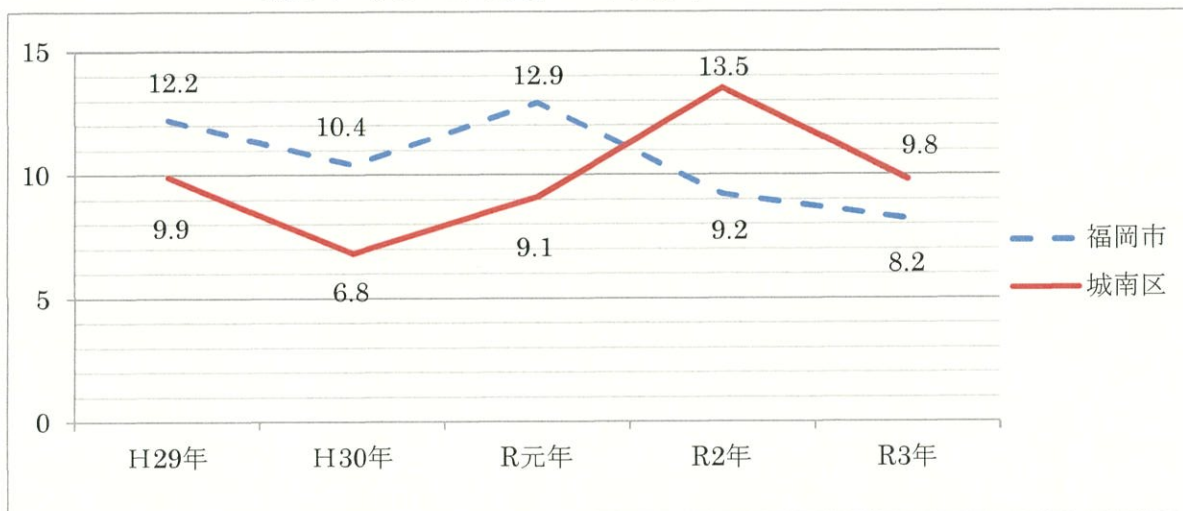
<結核登録患者数状況> (令和4年12月末)

区分	総数	肺結核活動性		肺外結核 活動性	不活動性 結核	活動性 不明	(別掲) 潜在性結 核感染症
		総数	うち登録時 喀痰塗沫陽性				
計	36(19)	11(15)	5(9)	4(4)	21(0)	0(0)	12(7)
男	20(13)	8(11)	3(6)	1(2)	11(0)	0(0)	2(5)
女	16(6)	3(4)	2(3)	3(2)	10(0)	0(0)	10(2)

※()の数値は、令和4年1月から令和4年12月までの間に新登録された患者数

※潜在性結核感染症：発病はしていないが、結核菌に感染している状態

罹患率（人口10万対）の年次推移



城南区 新登録者数年次推移（潜在性結核感染症を除く） ()は福岡市

	0～9 歳	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
平成30年	0	1	0	0	0	1	0	7	9(165)
令和元年	0	0	0	1	1	1	0	9	12(205)
令和2年	0	0	3	0	1	1	2	11	18(149)
令和3年	0	0	0	0	0	1	1	11	13(138)
令和4年	0	0	3	0	0	1	1	14	19(143)

ア. 接触者健康診断

区分		検査			結果	
		胸部 X 線検査	ツベルクリン反応検査	IGRA 検査	結核患者	潜在性結核感染症
令和 2 年度	患者家族	20	0	19	1	4
	その他	42	1	24	0	0
令和 3 年度	患者家族	12	0	13	0	1
	その他	42	0	108	0	1
令和 4 年度	患者家族	12	0	13	2	1
	その他	27	0	43	2	2

※ツベルクリン反応検査：結核菌の感染の有無を調べる検査。主に乳幼児を対象として実施、

※ I G R A 検査：結核菌の感染の有無を調べる血液検査

イ. 定期健康診断(胸部 X 線検査)

対象者は、65 歳以上の福岡市民

区分	健診				結果		
	保健所	所外検診	*デインジャー グループ	合計	要精密	結核患者	その他の 肺疾患
令和 2 年度	457	61	129	647	31	0	10
令和 3 年度	595	112	170	877	38	0	11
令和 4 年度	672	113	200	985	55	0	11

※デインジャーグループとは、結核を発病すると周囲に感染を及ぼすおそれのある職業の従事者、関係者で、職場等で健診機会のない人を対象とし、65 歳未満の市民や市外在住の人も受診可。

② 結核予防の啓発

結核予防についての理解を深めるため、健診等の機会を捉えて啓発活動を実施した。

3 難病対策及びその他の助成に係る事務

平成 27 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されて以降、医療費助成制度の対象となる対象疾病（指定難病）が順次拡大されるとともに、既存の指定難病の診断基準、重症度分類等の改正が行われた。（R5. 4. 1 現在 338 疾病）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 （ 受 給 総 数 ）	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
		1,024	996

また、難病対策の一環として、講演会を開催した。

開催日	内 容	講 師	参加者数
R4. 5. 25(水)	日常生活で役立つ感染症 予防のポイント ～難病患者のために～	新古賀病院 膠原病・リウマチ科 医師 末松 栄一氏	12 名

※ R 2 年度は中止。R 3 年度、4 年度は 7 区合同で開催。

さらに、原子爆弾被爆者・肝炎・石綿による健康被害救済に係る諸申請の窓口としての事務を行った。

事業別		令和4年度	令和3年度	令和2年度
原子爆弾被爆者手帳所持者		143	159	173
肝炎治療受給者証申請者	インターフェロン	0	0	0
	インターフェロンフリー	7	17	14
	核酸アナログ製剤	117	106	77
肝炎重症化予防推進事業	初回精密検査	0	2	1
	定期検査	1	0	0
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業		1	1	1
石綿による健康被害救済給付申請者		0	0	2

4 母子保健業務

(1) 母子の健全育成

福岡市では健康課・地域保健福祉課・子育て支援課の3課による「子育て世代包括支援センター」を各区に設置し、支援が必要なケースの早期把握に努め、3課で連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化した。また、妊娠・子育て期にある母親の支援（妊娠、出産、育児についての不安や悩みの解消）のため、マタニティスクールや各月齢期の健診、訪問事業等を実施した。

① 妊娠届出（母子手帳交付）からの支援状況

	妊娠届出総数	手帳交付数	支援対象者(実数)	支援予定課（重複有）		
				健康課	地域保健福祉課	子育て支援課
令和2年度	934	934	134	73	61	2
令和3年度	823	823	98	34	64	7
令和4年度	848	848	55	15	39	6

② 乳幼児健診

事業名		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		開催回数	参加者数(受診率)	開催回数	参加者数(受診率)	開催回数	参加者数(受診率)
健康診査	4か月児健診	個別 812 (98.7%)		個別 896 (98.2%)		4月休止、5/25～個別 894 (89.3%)	
	1歳6か月児健診	36回	921 (98.9%)	個別 930 (97.8%)		4～6月休止、7/13～個別 905 (91.8%)	
	3歳児健診	36回	960 (95.9%)	48回	1,023 (96.1%)	4～6月休止、7月～再開 46回 1,065 (97.0%)	

③母子健康教育・相談、育児支援等

事業名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	人数	開催回数	人数	開催回数	人数
乳児家庭全戸訪問事業		595 ※1(118)		538 ※1(77)		674 ※1(179)
マタニティスクール	24回	115	19回	78	28回	4～6月休止 237
不妊に悩む方への特定治療支援事業		相談 72 申請 51		相談 286 申請 238		相談 265 申請 165
母子巡回健康相談	36回	332	21回	224	26回	268
にっこり子育て教室	4回	114	4回	100	5回	130
あなたの子育てにっこりサポート事業(旧パパスクール城南)	2回	68	1回	17	-	-
妊産婦・乳幼児訪問 ※2		957		812		867
電話相談 ※2		1,067		1,312		1,412
面接相談 ※2		150		136		159

※1 新型コロナウイルス感染症のため電話指導のみ

※2 地域保健福祉課実施分のみ(延数)

(2) 子どもプラザ、子育て交流サロン、育児サークル等の運営支援

地域の中で健やかな子育てができる環境づくりと母親同志の仲間づくりを目的に開設されている「子どもプラザ」「子育て交流サロン」の運営支援を行った。

(3) 母子健康教育・母子健康相談の実施

育児や健康に関する教育・相談を地域の子育て交流サロン、育児サークル等で実施し、育児知識の普及、育児不安の軽減、母親同士の仲間づくり等を支援した。

事業名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
母子健康教育	20回	349	17回	245	20回	253
母子保健相談	18回	209	9回	121	9回	140

(4) 養育支援訪問事業

子育て不安や虐待ハイリスク等、養育上の問題を抱える家庭に対し、こども家庭支援員を派遣し、子育ての相談・支援を行い、地域における児童虐待の未然防止や再発防止を図った。(派遣回数：5 家庭に52回)

5 精神保健福祉業務

市民の心の健康づくりや精神障がい者の正しい理解の促進のために、(1) 精神保健相談事業、(2) 健康教育、家庭訪問、ネットワーク会議等、(3) 障がい者総合支援法等に基づくサービスの相談・支給決定を行った。また、自殺対策基本法に基づきうつ病に対する理解や認識を深め、うつ病の早期発見・予防を中心とした自殺予防対策を図った。さらに精神障がい者の社会復帰を促進するため、関係機関のネットワークの充実に努めた。

(1) 精神保健福祉相談（件数）

心の健康相談は、精神科医師による予約制の面接相談（月1回）、常時相談は精神保健福祉相談員等が面接・電話で対応した。

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	来所	電話	来所	電話	来所	電話
心の健康相談*	7		4		4	
常時相談	6,410	6,910	5,774	5,535	3,909	5,032
小 計	6,417	6,910	5,778	5,535	3,913	5,032
精神保健福祉相談合計	13,318		11,313		8,945	
事例検討会	37回		32回		51回	
家庭訪問	実8件・延43回		実13件・延78回		実35件 延104回	

※月1回・年12回開催

(2) 精神保健福祉に関する普及・啓発事業

「精神保健福祉家族講座」や「うつ予防教室」を実施した。

また、地域生活定着支援をテーマに、医療、福祉等関係機関とネットワーク会議を開催した。

事 業 名	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
精神保健福祉家族講座	3	17	1	3	7	19
うつ病予防教室（保健所内）	2	30	2	12	2	31
うつ病予防教室（各校区）	5	86	2	23	4	49
精神保健福祉ネットワーク会議等	5	109	2	58	1	11

(3) 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳の申請・交付及び障がい福祉サービス利用の相談を受け、支給決定を行った。

() は福岡市

事 業 名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,908(20,957)	1,782(19,399)	1,651(18,197)
障がい福祉サービス支給決定者数(延)	1,764(18,266)	1,449(16,532)	1,217(14,240)
自立支援医療認定者数	2,864(32,813)	2,650(29,520)	2,761(31,143)

(4) 精神適正医療対策

精神保健福祉法に基づく措置診察・措置入院・退院支援に関する業務を行った。

事業名	令和4年度	令和3年度	令和2年度
通報数	35	26	30
措置診察数	14	10	13
措置入院数	8	7	9
年度末措置入院者数	2	1	2

6 地域づくり、ネットワークづくり活動

校区の健康づくりや、母子保健福祉・高齢者保健福祉の健康課題に対し、関係機関が共通認識で一貫性のある援助や取り組みができるよう、会議等を開催、ネットワークづくりに取り組んだ。また、地域での健康づくりや介護予防を推進するために、自治協議会をはじめとする各種地域団体への働きかけやボランティア育成等を行った。

会議の名称	内 容	令和4年度	令和3年度	令和2年度
校区保健福祉事業懇談会	・校区の各種団体代表と1年間の保健福祉事業の取り組みを振り返る。 ・校区の保健福祉に関する課題について、情報を共有し、方針や連携体制について協議する。	11回	11回	11回
関係機関とのネットワーク会議	・育児サークル交流会、子育てサロン代表者会議等	3回	4回	5回

事業内容	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
地区組織活動・ボランティア育成等	242回	1,624人	228回	1,435人	260回	1,328人

7 家庭訪問

低出生体重児や医療機関からの継続支援依頼があった母子、乳幼児健診の未受診者及びフォロー者に対し家庭訪問を行い、健全な子育てのための支援や育児不安の解消、子どもの虐待防止に努めた。また、精神疾患による措置入院後のフォローや結核患者のDOTS（直接監視下短期化学療法）支援を行った。

種 別	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
妊産婦・乳幼児等	657	957	515	812	544	867
長期療養児・心身障がい児	5	8	7	7	7	9
精神障がい者	3	18	8	42	12	41
成人(高齢者・認知症等含む)	1	1	0	0	0	0
結核・結核家族	17	36	25	36	30	88

8 くらしの衛生・食の安全

(1) 環境衛生

① 監視指導

事業計画に基づき環境衛生関係営業施設について、衛生上の基準が遵守されているか監視を実施し、必要に応じて指導を行った。

(単位：件)

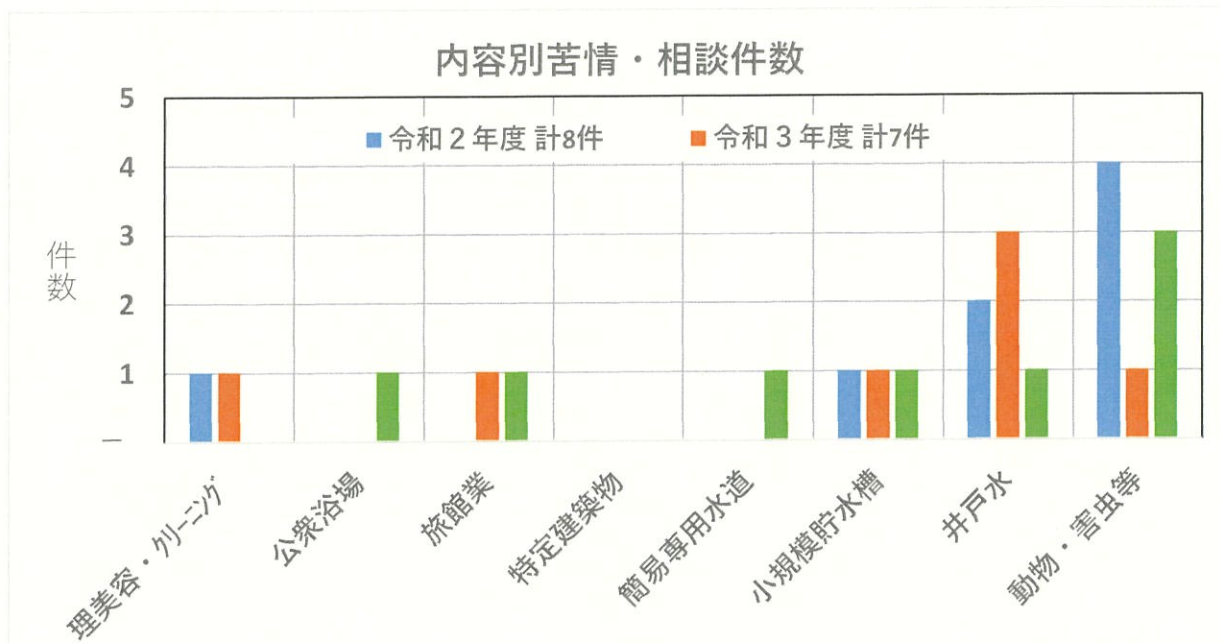
区 分		令和4年度末		令和3年度末		令和2年度末	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
興行場	映画館	0	0	0	0	0	0
	演劇(芸)場	1	0	1	1	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0
旅館	旅館	3	2	3	2	3	3
	簡易宿所	0	0	0	0	0	0
公衆浴場	普通	1	2	1	2	1	1
	その他	8	7	8	4	8	9
理容所		86	24	84	24	88	25
美容所		203	64	200	70	195	54
クリーニング所	一般	23	3	23	6	25	8
	特定洗濯物	1	1	0	0	0	0
	取次所	41	11	46	9	53	12
	コインランドリー※1	19	0	19	0	19	0
畜舎・家禽舎		9	3	10	0	10	2
水道	専用水道	8	3	8	8	8	5
	簡易専用水道	218	16	221	13	227	21
小規模受水槽等		1,343	9	1,348	3	1,355	10
遊泳用プール		5	6	5	8	5	5
高齢者福祉施設等※2		207	44	201	14	196	34
特定建築物		27	16	26	17	26	26
温泉利用施設		4	3	4	0	4	1
計		2,207	214	2,208	181	2,224	216

※1 コインランドリー(許可対象外施設)数は、平成24年度の調査数。

※2 高齢者福祉施設等：認可外保育施設、保育所・保育園、障がい者入所・通所施設、老人福祉施設等。

② 苦情・相談状況

施設の衛生管理に関する苦情・相談等に対して、現地調査及び指導を行った。
また、ダニ・カビ、衛生害虫、水等生活に密着した相談に対応した。



※動物・害虫等：動物、害虫、ダニ、カビ、ほこり、温泉水等

③ 行政検収

施設利用者の健康被害を未然に防止するため、公衆浴場等において細菌検査等を行った。

(単位：件)

区分	令和4年度末		令和3年度末		令和2年度末	
	検査実施延施設数	不適合延施設数	検査実施延施設数	不適合延施設数	検査実施延施設数	不適合延施設数
公衆浴場	5	1	5	0	5	2
プール	4	1	5	1	5	0
高齢者福祉施設浴場	8	1	8	1	8	0
飲用温泉	0	0	0	0	0	0
計	17	3	18	2	18	2

④ 環境衛生講習会

マタニティスクール等において、飲料水やダニ・カビ、シックハウス等について講習を行った。

区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	回数(回)	受講者数(人)	回数(回)	受講者数(人)	回数(回)	受講者数(人)
環境衛生講習会※	65	184	42	91	7	77

※マタニティスクール、社会福祉施設出前講習を含む

(2) 食品衛生

① 監視指導

監視指導計画に基づき、営業施設等の監視指導を行った。食品衛生法改正に伴う HACCP の導入指導や営業許可制度見直しの周知、食中毒リスクの高い食品提供施設への衛生指導を重点的に実施した。

(単位：件)

区 分		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
法 許 可 施 設	飲 食 業	871	334	850	306	859	576
	製 造 業	170	142	146	102	117	116
	販 売 業	65	130	67	67	313	324
	小 計	1,106	606	1,063	475	1,289	1,016
営業届出施設		638	294	607	275		
県条例許可施設						153	115
計		1,744	900	1,670	750	1,442	1,131

※食品衛生法改正に伴う営業許可制度の見直し及び営業届出制度創設により、令和3年度から一部施設について計上区分を変更

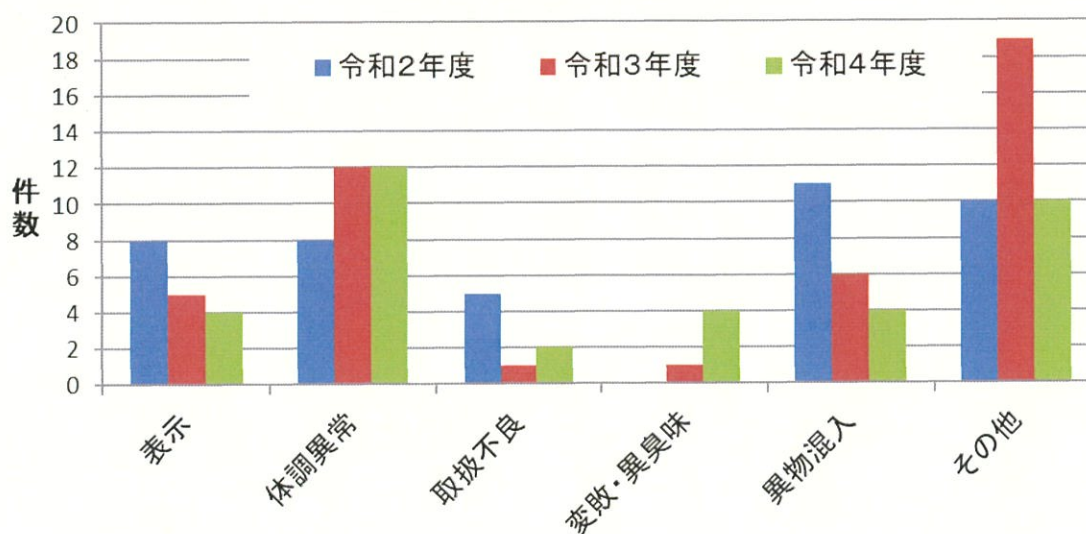
② 食中毒発生状況

令和4年は市内で39件の食中毒が発生し、そのうちアニサキスによるものが29件、カンピロバクターによるものが10件であった。城南区ではカンピロバクターによる食中毒が1件発生した。

③ 苦情・相談等調査状況

令和4年度は36件の苦情・相談があり、体調異常(12件)によるものが多かった。

内容別苦情件数



④ 食品等の収去検査

食品衛生法第 28 条及び食品表示法第 8 条に基づき、安全な食品の流通を確保するため食品等の収去検査を実施した。

(単位：件)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
収去件数		140	47	53
理化学検査	検体数	33	15	20
	不適件数	0	0	0
	要指導件数	0	0	0
細菌検査	検体数	114	35	33
	不適件数	0	0	0
	要指導件数	5	5	3

⑤ 食品衛生講習会

食品関連事業者に対し、食品衛生講習会を実施した。集合型講習会のほか、新型コロナウイルス感染症対策として動画配信によるオンライン講習会を行った。

区 分		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
集合型	回数(回)	3	3	0
	受講者数(人)	15	23	0
オンライン	受講者数(人)	252	150	

(3) 情報提供事業

① シックハウス予防啓発

ア. シックハウス予防講座

シックハウスの原因となるダニ・カビ発生の防止に関する講座等を保健所等で実施した。

区 分		令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
シックハウス予防講座	回 数 (回)	56	41	7
	受講者数 (人)	147	89	77

イ. 健康で快適な住まいづくり講演会

「快適な室内環境」をテーマに、専門家を講師とする市民向け講演会等を保健所で開催した。

○「住まいの空気環境対策講座」

令和 5 年 3 月 1 日参加者 14 名

② 食とくらしのリスクコミュニケーション

ア. 食のわくわく体験

中村学園大学との共働事業。令和 4 年度は前年度に引き続き幼児を子育て中の保護者を対象に栄養と食中毒予防に関するチラシを 3 歳児検診等で配布したほか、ホームページで中高生を対象に食育と食品衛生に関する情報発信を行った。

イ. 手洗い啓発

例年、食中毒・感染症予防に重要な手洗いについて、小学校等で手洗い教室を実施するとともに、小学1年生に手洗いの仕方チラシ及び区オリジナル啓発ハンカチを配布している。また、乳幼児を対象とし、子どもに伝わりやすい手法（パネルシアター）を用いて啓発を実施している。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により手洗い教室、パネルシアターの実施なし。

コロナ禍でも各園で実施可能な手洗い啓発紙芝居を中村学園大学の学生と共働で製作し、区内幼稚園に配付した。

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
手洗い教室 (小学生対象)	回数(回)	6	0	0
	受講者数(人)	174	0	0
パネルシアター (乳幼児対象)	回数(回)	1	0	0
	受講者数(人)	17	0	0

ウ. 食とくらしの講座

食やくらしに関する情報を市民へ提供するため、市民や社会福祉施設の職員を対象に食品衛生に関する講習会を実施している。

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
食品衛生講座	回数(回)	10	2	0
	受講者数(人)	209	23	0

③ イベント・地区活動・広報誌を使つての啓発

市民への食やくらしの安全安心の情報提供の場として、以下のとおり実施した。

ア. 食品衛生月間行事(令和4年8月実施)

- ・食品衛生に関するパネル展
- ・子どもを対象に、手洗いや人工イクラ作りを通して食品添加物について学ぶ体験イベントを開催

イ. 市政だよりへの掲載

- 4月 「肉はしっかり加熱して食べましょう」
- 5月 「テイクアウト食品購入時の注意点」
- 6月 「ダニやカビの発生を予防しよう」
- 7月 「アタマジラミに注意」、「夏場の食中毒にご注意を」
- 10月 「年に1回は井戸水の水質検査を」
- 11月 「加湿器は適切な管理を」
- 12月 「ノロウイルス食中毒に注意」
- 2月 「住まいの空気環境対策講座～家電品の活用と安全な使用～」

ウ. 区デジタルサイネージを用いた啓発

- 4月 「テイクアウト食品購入時の注意点」
- 5月 「ダニ・カビに注意」
- 6月 「検査キットで飲み水チェック」、「カンピロバクター食中毒に注意」
- 7月 「アタマジラミにご注意を」
- 8月 「年に一度は井戸水の水質検査を」、「8月は食品衛生月間」
- 9月 「カンピロバクター食中毒に注意」
- 11月 「加湿器は適切な管理を」、「ノロウイルス食中毒に注意」
- 1月 「ノロウイルス食中毒に注意」
- 2月 「シックハウス症候群に注意」
- 3月 「ノロウイルス食中毒に注意」、手洗い啓発デジタル紙芝居「たたかえ！あわぶくばぶるんこうせん」

9 医薬務業務

(1) 医療機関等の申請受付および監視指導

市民への適切な医療や医薬品等の提供を目的として、医療機関などの医事施設や薬局等の薬事施設に対し、関係法令に基づく許可や届出受理、県への進達事務を行うとともに、施設管理や構造設備の状況及び人員等を確認するため、定期的に又は必要に応じて立入検査を行っている。令和4年度は、対象施設への立入検査を実地で行ったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、病院及び薬局については事前の書面審査を併用し、施設内巡視は最小限とした。

① 医務関係施設数及び立入件数

年度			令和4年度		令和3年度		令和2年度	
			施設数	立入件数	施設数	立入件数	施設数	立入件数
区分								
病院			9	10	9	9	9	1
診療所	有床		10	22	10	26	11	4
	無床		95		93		93	
歯科診療所			69	17	70	15	71	3
助産所			3	3	2	0	2	0
施術所	あんま等	有施設	67	17	68	4	70	9
		出張	44		45		45	
	柔道整復業		64		63		61	
歯科技工所			28	1	28	1	27	0
衛生検査所			1	0	1	0	1	0
計			390	70	389	55	390	17

※1 新規施設等については適宜実施

※2 定期立入

病院1回/1年、有床（助産含む）1回/3年、無床（歯科含む）1回/5年、衛検1回/2年

② 薬務関係施設数及び立入件数

区 分		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		施設数	立入件数	施設数	立入件数	施設数	立入件数
薬局		72	15	72	21	72	1
薬局製造販売 医薬品	製造販売業	6	2	6	1	8	0
	製造業	6		6		8	
医薬品販売業	店舗	19	15	19	7	19	11
	特例	0		0		0	
高度管理医療機器等販売業・貸与業		54	21	56	4	54	11
管理医療機器等販売業・貸与業		390		386		380	
毒物劇物 販売業	一般	17	5	18	1	19	4
	農業用品目	1		1		1	
	特定品目	1		1		1	
計		566	58	565	34	562	27

※1 新規施設等については適宜実施

※2 定期立入

薬局1回/5年、医薬品販売1回/3年、高度管理1回/6年、
毒劇販売1回/3年（現物取り扱いあり）もしくは1回/6年（現物取り扱いなし）

③ 申請・届出等処理件数

ア. 医務関係

区 分		年 度		
		4	3	2
病院	開設	0	0	0
	廃止・死亡	0	0	0
	変更等	22	22	40
診療所	開設	4	4	5
	廃止・死亡	2	5	6
	変更等	22	28	30
歯科診療所	開設	1	3	2
	廃止・死亡	2	4	2
	変更等	14	29	24
医療法人		126	117	123
施術所等		83	57	68
計		276	269	300

イ. 薬務関係

区 分		年 度		
		4	3	2
薬局	開設	1	3	1
	廃止・死亡	1	3	1
	変更等	251	220	208
薬局製造販売医薬品製造販売業		8	12	10
医薬品販売業	開設	0	1	0
	廃止・死亡	0	1	0
	変更等	96	63	56
高度管理医療機器等販売業・貸与業		46	29	30
管理医療機器等販売業・貸与業		35	26	23
毒物劇物販売業		7	2	9
県所管施設等		887	682	908
計		1,332	1,042	1,246

(2) 医療従事者等免許関係事務

医療従事者等に関する厚生労働大臣免許や県知事免許の申請受付、進達、交付事務を行っている。

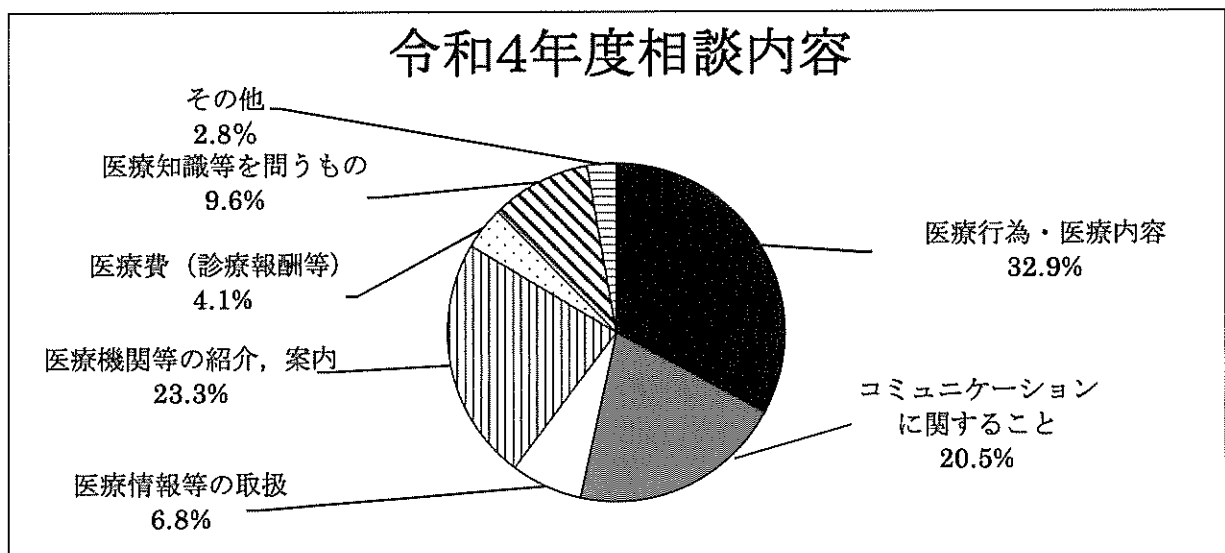
区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
厚生労働大臣免許	医師	36	39	45
	歯科医師	2	7	28
	看護師等※1	131	140	147
	薬剤師	41	43	45
	その他	100	86	109
県知事免許	准看護師	11	9	18
	栄養士	229	234	214
	登録販売者等※2	31	17	22
計		581	575	628

※1：保健師、助産師、看護師 ※2：受胎調節実地指導員含む

(3) 医療安全相談

医療の安全と信頼の向上を目的として、市民からの医療等に関する問い合わせや苦情、相談に対応している。

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
件数	73	117	135



(4) 厚生統計調査

厚生労働省が施策の企画立案における基礎資料とするために実施する人口動態調査
その他各種衛生行政調査について、内容を精査・集計し、厚生労働省に報告している。

人口動態調査処理件数

区分	令和4年	令和3年	令和2年
出生	872	921	930
婚姻	485	541	508
離婚	193	202	222
死亡	1,272	1,169	1130
死産	26	22	23

(各年とも1月～12月の数値)

国民生活基礎調査

年度	令和4年度	令和3年度
調査地区数	4	2(2)
調査世帯数	254	128(28)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

()内の数値は継続調査(社会保障・人口問題基本調査)の実施数

(5) その他

例年実施している啓発事業等については、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催方法の見直し等を行っている。

① 医療安全研修会

令和3年度から担当区がテーマ及び講師を選定し、市内の医療機関を対象に講習内容を動画配信する形式で、研修会を開催している。令和4年度は西区が担当し「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策」をテーマとした研修会を行った。

② 医薬品に関する啓発講習会

城南区薬剤師会に講師派遣を依頼し、医薬品の知識(医薬分業、かかりつけ薬局や後発医薬品等)を地域住民に周知・啓発するための講習会を実施している。令和4年度は、地域保健福祉課の協力のもと、9月28日に七隈校区を対象に講習会を実施した。

③ 薬草観察ハイキング(早良区及び西区との3区合同開催 H19～)

福岡市薬剤師会と共催で、道端に自生する薬草を観察し自然に親しむとともに、薬草の効能・効果等に関する知識を深め健康づくりを推進することを目的に実施している。(令和2～4年度は新型コロナウイルス感染対策のため未開催)

令和5年度の取り組み（重点事業）

1. 健康課

（1）健康危機管理、感染症対策

★成果・課題等

感染症法上の位置付けが2類相当から5類に見直しがなされた新型コロナウイルス感染症については、適切な市民対応と情報提供に努めていく。また、制限のないグローバル化による、新たな変異株や様々な新興感染症の発生にも注視し、感染症発生時における保健所の体制強化などを計画的に整備していく必要がある。

様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、これまでの新型コロナへの対応を踏まえた感染症の「危機管理対処計画」の策定にとりかかる。また、感染症対応マニュアル等の作成や研修を実施し、感染症発生時に迅速に対応できるよう、体制強化に努め、感染症対策の一層の充実を図る。

（2）成人保健及び健康づくり業務

★成果・課題等

人生100年時代を見据えた健康寿命延伸のために、市民の健康づくりの意識の向上及び特定健診やがん検診の推進に取り組んでいく。

市民の健康保持、疾病の早期発見・早期治療を目的に、特定健診・各種がん検診の受診啓発や総合健診に取り組む。

また、所外総合健診として城南市民プール健診を2回、福大キャンパス健診を日曜日に2回実施し、市民の受診機会の確保に努める。

（3）母子保健事業

★成果・課題等

母子健康手帳交付時の面談において、気になる妊婦や家庭を把握し、関係機関との情報共有や必要な支援の調整を行うなど、妊娠初期の早い段階からの支援を提供している。今後も各種母子保健事業や関係機関との連携を強化し、育児不安や虐待の予防に努めていく。

① 母子健康手帳の窓口交付

妊娠届の際に、妊婦との個別の面談をとおして母子健康手帳を交付し、心身の不調など様々な問題を抱える場合は、関係部署と連携して妊娠期からの支援を充実していく。

また、マタニティスクール（月2回実施）を通じて、妊娠期に必要な情報を提供し、妊娠・出産・育児の不安等の解消を図っていく。

② 訪問事業の充実

乳児家庭全戸訪問事業において、専門職による家庭訪問を行い、育児のアドバイスや保護者の相談に応じ、新生児期の育児支援の充実を図っていく。

また、継続的な支援が必要な場合は、校区担当保健師等につなげていく。

③ 乳幼児健診未受診者への対応と個別健診後のフォロー強化

新型コロナウイルス感染拡大を受け、一部の健診は医療機関による個別健診とした。今年度は1歳6か月児及び3歳児健康診査を保健所で実施する。未受診者に対しては、関係部署と情報を共有し、早期の安否確認、受診勧奨を行っていく。また、個別健診後のフォローは、医療機関と連携し、電話、訪問、他機関紹介等継続支援を行っていく。

(4) 精神保健福祉

★成果・課題等

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、保健・予防が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要がある。

- ① 地域住民の身近な窓口として、関係機関と連携しながら、相談指導等の充実を図る。
- ② こころのケア共感部会（地域精神保健医療福祉交流会）を開催し、地域課題を様々な立場の参加者が協働し議論することで、重層的な連携による支援体制の構築を推進する。
- ③ うつ予防教室や家族講座等、精神疾患や精神障がいに関する普及啓発を推進する。
- ④ 医療機関等と連絡調整を行い、措置入院や長期入院者に対する退院後の社会復帰の促進および自立と社会活動への参加の促進のために、必要な医療等を受けることができるよう支援計画を作成するなどし、本人、家族やその他の支援者に対しての相談支援や支援関係者との連絡調整を行う。

2. 衛生課

(1) 環境衛生業務

★成果・課題等

環境衛生関係施設は市民の日常生活に密着するものであり、施設の衛生水準を維持・向上させることが重要な課題である。また、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が利用する社会福祉施設は健康被害発生リスクが高いため、リスクに応じた監視指導、適切な助言及び情報提供を積極的に行っていく必要がある。

① 環境衛生関係施設の衛生確保

施設の構造・利用状況、維持管理状況、行政検収結果等を考慮し、計画的に監視指導を行う。

② 社会福祉施設の衛生対策支援

レジオネラ症等の健康被害発生リスクを施設ごとに評価し、リスク評価に応じた監視指導を行う。

③ レジオネラ症防止対策

循環式浴槽を設置している公衆浴場及び社会福祉施設について、浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施する。レジオネラ属菌が検出された施設については、施設の洗浄・消毒、再発防止策等を指導する。

④ 市民啓発事業

健康で快適な住まいづくりに関する講習会等の普及啓発事業を行う。今年度は対面式の講習会だけでなく、各種啓発媒体を用いた啓発に努める。

また、飲用水の衛生状態に対する不安の解消や水質異常の早期発見を目的として、水質検査キット(残留塩素パックテスト)の無料配布を行う。

(2) 食品衛生業務

★成果・課題等

食品に関する衛生上の危害の発生を防止するため、食品関連施設の衛生水準を向上させるとともに、市民に対し効果的な食中毒予防啓発を行う必要がある。また、改正食品衛生法による大幅な制度改正について事業者への周知により大きな混乱もなく対応ができており、引き続き適切に指導・助言を行う。

① 食品衛生関連施設の衛生確保

食品の安全性確保と食品衛生向上のため、食品衛生関連施設への立入指導を計画的に行う。特に、カンピロバクター及びアニサキス食中毒の発生が多いことから、加熱不十分な鶏肉の提供施設や、生食用生鮮魚介類の提供・販売施設の監視指導を重点的に実施する。

② 食品衛生法改正への対応

法改正に伴う新たな許可・届出制度や、HACCP型衛生管理の義務化について、引き続き窓口での許可申請や立入検査、講習会等の機会に周知徹底し、適切な運用が図られるよう指導を行う。

③ 市民啓発事業 ～食とくらしのリスクコミュニケーション

中村学園大学との共働事業として、小学生と保護者を対象にした食品衛生や栄養について学ぶ体験型講座の開催や、乳幼児健診等での来所者に配付する啓発チラシを作成する。新小学1年生を対象に手洗い教室を行うとともに手洗い啓発ハンカチとチラシの配布を行う。また、昨年度、中村学園大学の学生と共働で製作した手洗い啓発紙芝居について、幼稚園に効果の検証を行い、区内保育園分を追加製作・配付する。

(3) 医薬務業務

★成果・課題等

市民が安心して医療を受けるためには、病院や薬局等医療施設の監視・指導を継続して行い、適切な医療提供体制を確保する必要がある。

市民の医療に対する疑問や不信を払拭するため、医療安全に関する相談等に適切に対応する。また、市民が医療への正しい知識や理解を得られる啓発機会も必要である。

① 医療機関の監視指導

コロナ禍においては、医療機関等への立入検査は自主点検票等による書面審査を併用し、感染予防と医療機関側の負担軽減を念頭に実施した。今年度は、昨年度までの手法の効率的な面を踏まえつつ、実地での十分な監視・指導を行うことで、適切な医療提供体制の確保を図る。

② 市民相談・啓発事業

医療安全に関する市民からの苦情や相談に適切に対応し、医療に対する疑問や不安解消の一助とする。

薬剤師会と連携し、地域住民に対し医薬品に係る制度や適切な薬の使用法を学ぶ講習会を実施する。また、保健所の健康づくり及び啓発事業の一環として実施している薬草観察ハイキングについて、令和元年度以降コロナ禍により未開催としていたが、今年度は早良区・西区との3区合同で、薬剤師会と共催し実施する予定としている。

3. 地域保健福祉課

(1) 母子保健

★成果・課題等

母親の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止を図るため、子育て世代包括支援センター機能を活かした早期支援、継続支援をきめ細やかに実施する必要がある。

- ・ 健康課で母子健康手帳の交付時に把握した養育力が未熟な10代妊婦、妊娠後期に妊娠届を出す妊婦や医療機関から支援依頼のある妊婦に対し、医療機関等と連絡調整を図りながら、訪問等で妊娠期から継続した個別支援を行う。
- ・ 出生連絡票や医療機関等から依頼のあった乳児について、早期に関わり、継続した個別支援を行う。
- ・ 乳幼児健診未受診者で育児状況が不明なケースを確実に把握し、訪問等を実施する。訪問しても不在で情報が得られないケース等については保健福祉センター内で協議し、処遇方針を決める。
- ・ 育児不安の解消を目的に、生後1～4か月の第1子を持つ保護者を対象とした「じっくり子育て教室」を実施する。

・あなたの子育てにっこりサポート事業

父親の育児参加の促進および子育てに関する情報提供の機会を増やし、育児負担や育児不安の軽減を図るため、子育て講演会を開催するとともに、夫婦で協力する育児や夫婦コミュニケーションの大切さを啓発するリーフレット「これからパパとママになるあなたに。」を母子健康手帳交付時等に配布する。

(2) 成人保健・高齢者保健

★成果・課題等

更なる高齢化への対策として、健康寿命の延伸のために、自主的に継続して健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要である。また、地域で高齢者を支える体制づくりが必要である。

① 城南区健康長寿へのチャレンジ事業

住民の健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、認知症予防のいずれにも効果がある「運動」を継続的に実践する人を増加させることを目的に、区内民間運動施設等と連携を図りながら運動講座を開催するとともに、インターネットを活用した動画等の情報発信を行いながら、支援体制づくりを行う。

- ・「筋トレ・ストレッチ in 運動施設」の開催
- ・各運動施設が提供するインターネットを活用した教育動画などの情報発信
- ・民間運動施設等との連絡会議

② 介護予防事業

高齢者が寝たきりや認知症など介護を要する状態に陥らず、住み慣れた地域で生活できるようにするため、保健福祉センターや公民館などの身近な場所で、一般高齢者の参加による介護予防事業を実施する。

- ・フレイル予防教室
- ・生き生き講座
- ・よかトレ実践ステーションの創出・支援

介護予防に効果のある運動(よかトレ)を定期的実施する団体や施設を“よかトレ実践ステーション”に認定し、その活動を支援する。

地 域 保 健 法 ～ 抜 粋 ～

(運営協議会)

第11条 第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域、保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

福岡市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11号の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称になる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規定で定める。